豊田市空き家情報登録制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、豊田市空き家情報登録制度に関し必要な事項を定めることにより、市の山村地域等における空き家の有効活用及び定住等の促進を図り、もって山村地域等の活性化に寄与することを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）山村地域等　別表に定める地域をいう。

（２）空き家　個人又は法人が居住等を目的として所有し、現に居住その他の使用がされていない建築物（近く使用しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地をいう。

（３）所有者等　空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。

（４）空き家情報バンク　空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた空き家に関する情報を山村地域等への定住又は空き家の事業活用を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供する仕組みをいう。

（５）定住　長期にわたる居住を前提に、市の住民基本台帳に記録される住所地を山村地域等の住所地に異動させ、かつ、当該住所地を生活の本拠とし、地域の一員として自覚を持って生活する状態をいう。

（６）空き家の事業活用　山村地域等の活性化のため、山村地域等の空き家を活用して新たに事業を実施することをいう。

　（適用上の注意）

第３条　この要綱は、空き家情報バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

　（空き家の登録申込み等）

第４条　空き家情報バンクに空き家に関する情報を登録しようとする所有者等は、空き家情報バンク物件登録申込書（様式第１号）に空き家情報バンク物件登録カード（様式第２号。以下「登録カード」という。）を添えて市長に申し込まなければならない。

２　市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、登録に必要な調査を実施するものとする。

３　市長は、前項に規定する調査を実施する場合において、第１項の規定による登録の申込みをした所有者等が当該空き家の契約交渉について公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会豊田支部（以下「宅建協会」という。）の仲介を希望しているときは、宅建協会に対し、登録に必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めることができるものとする。

４　市長は、第１項の規定による登録の申込みがあったときは、当該空き家を空き家情報バンクに登録する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、空き家情報バンクへの登録は行わない。

（１）当該空き家が山村地域等に存在していない場合

（２）当該空き家の老朽化が著しい場合又は大規模な改修が必要な場合

（３）当該空き家又は土地に抵当権等の担保物権が設定されている場合

（４）当該空き家又は土地に係る所有権を有する者が空き家情報バンクへの登録を認めない場合

（５）その他市長が空き家情報バンクへの登録が適当でないと認めた場合

５　市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家情報バンク物件登録完了書（様式第３号。以下「物件登録完了書」という。）を申込みのあった所有者等に通知する。

６　市長は、第１項の規定による登録の申込みについて不適当と認めたときは、空き家情報バンク物件登録不承認通知書（様式第４号）を申込みのあった所有者等に通知する。

　（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第５条　物件登録完了書の通知を受けた所有者等（以下「物件登録者」という。）は、空き家情報バンクに登録された空き家（以下「登録物件」という。）の登録事項に変更があったときは、速やかに空き家情報バンク物件登録事項変更届（様式第５号）に変更内容を記載した登録カードを添えて市長に届け出なければならない。

　（空き家情報バンクの登録の取消し）

第６条　市長は、登録物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき又は物件登録者から空き家情報バンク物件登録取消届（様式第６号）の提出があったときは、当該登録物件を空き家情報バンクから抹消する。

２　市長は、第４条第４項の規定による登録の日から２年を経過し、当該登録物件の利用が見込まれないと認める場合は、物件登録者と協議して、当該登録物件を空き家情報バンクから抹消することができる。

３　市長は、前２項により当該登録物件を空き家情報バンクから抹消したときは、空き家情報バンク物件登録取消通知書（様式第７号）を当該物件登録者に通知する。

　（空き家情報の公開）

第７条　市長は、空き家情報バンクに登録された情報のうち、次に掲げる情報（以下「物件情報」という。）を公開する。ただし、第２号及び第１０号の詳細については、第８条で規定する利用者の登録をした者に限る。

（１）登録番号

（２）所在地

（３）空き家の用途（居住用、店舗等）

（４）売却又は賃貸の別

（５）売却又は賃貸の希望価格

（６）構造、面積及び建築時期

（７）利用状況

（８）設備

（９）主要施設までの距離

（１０）位置図

（１１）間取り

（１２）写真

（１３）その他必要な情報

　（利用者の登録）

第８条　物件情報の提供を受けようとする利用希望者は、空き家情報バンク利用者登録申込書（様式第８号）により、市長に申し込まなければならない。

２　市長は、前項の規定による申込みについて適当と認めたときは、当該利用希望者を空き家情報バンクに登録し、空き家情報バンク利用者登録完了書（様式第９号）を通知する。

　（利用者の登録の要件）

第９条　物件情報の提供を受けようとする利用希望者は、次に掲げる各号すべての要件を満たしていなければならない。

（１）空き家の利用をし、地域住民と協調して生活できる者であり、かつ、地域の生活文化、自然環境等への理解を深め、利用者としての自覚を持って生活できる者であること。

（２）暴力団員でない者及び暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

（３）その他市長が必要と認める要件

　（利用者の登録事項の変更の届出）

第１０条　第８条第２項の規定による登録の通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、空き家情報バンク利用者登録変更届（様式第１０号）により変更内容を市長に届け出なければならない。

　（利用登録者の登録の取消）

第１１条　市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用登録者を空き家情報バンクから抹消する。

（１）第９条各号に掲げる要件を欠く者と認められるとき。

（２）空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（３）申込みの内容に虚偽があったとき。

（４）空き家情報バンク利用者登録の取消しの申出があったとき。

（５）空き家情報バンク利用者登録の完了日から２年を経過した場合において、登録期間の延長の申出をしなかったとき。

（６）その他市長が適当でないと認めるとき。

　（利用登録者の登録期間の延長）

第１２条　利用登録者は、空き家情報バンク登録期間の満了後も引き続き登録を希望する場合は、空き家情報バンク利用者登録期間延長申出書（様式第１１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定により延長される期間は２年間とし、登録期間の延長の回数は制限しない。

　（地域の代表者への情報提供及び地域情報の公開）

第１３条　市長は、空き家を空き家情報バンクに登録したときは、当該空き家の所在する地域を統括する代表者（以下「地域の代表者」という。）に対して、その旨を情報提供することができる。

２　前項の情報を受けた地域の代表者は、物件情報と併せて地域に関する情報を空き家情報バンクに公開することができる。

３　地域の代表者は、登録物件の利用を希望する利用登録者に対し、地域面談、説明会、交流会等を開催することができる。

　（地域の意見の反映）

第１４条　地域の代表者は、物件登録者に対し、物件の利用者の決定にあたっての参考意見を述べることができる。

２　物件登録者は、前項に規定する意見があった場合には、当該意見を参考にして物件の利用者を選考するものとする。

　（利用希望物件の申込み及び通知）

第１５条　利用登録者は、登録物件の利用を希望するときは、空き家情報バンク利用希望物件申込書（様式第１２号）に誓約書（様式第１３号）を添えて、市長に申し込まなければならない。

２　市長は、前項の規定による申込みがあった場合には、当該登録物件の物件登録者に対し、申込みがあったことを通知するものとする。この場合において、物件登録者が当該登録物件の契約交渉について宅建協会の仲介を希望しているときは、宅建協会に対しても同様の通知を行うものとする。

３　前項の規定による通知を受けた物件登録者は、利用の申込みを行った利用登録者（以下「利用希望者」という。）と交渉するか否かを決定し、当該利用希望者に対し、その旨を通知するものとする。この場合において、物件登録者が当該登録物件の契約交渉について宅建協会の仲介を希望しているときは、宅建協会に対しても同様の通知を行うものとする。また、市長に対し利用交渉者選考結果報告書（様式第１４号）により当該決定の内容を報告するものとする。

4　宅建協会の仲介を希望しない物件登録者は、利用希望者と契約が成立した場合、市長に対し空き家情報バンク結果報告書（様式第１５号）により、契約の内容を報告するものとする。

　（物件登録者と利用登録者の交渉等）

第１６条　市長は、必要に応じて利用登録者並びに物件登録者及び宅建協会に対して、空き家情報バンクに登録された有用な情報を提供することができる。

２　市長は、物件登録者と利用登録者との空き家に関する交渉、売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

３　契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

　（委任）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

　この要綱は、平成２２年３月１日から施行する。

（中略）

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和２年８月1日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和２年１１月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和５年５月１日から施行する。

別表（第２条関係）

豊田市山村地域等

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 区　　　域 |
| 旭地区 | 全域 |
| 足助地区 | 全域 |
| 石野地区 | 上鷹見小学校区 | 小呂町、上高町、滝見町、千鳥町、寺下町、成合町及び勘八町の一部（勘八及び不動平） |
| 中金小学校区 | 城見町、中金町、中切町、野口町及び芳友町 |
| 東広瀬小学校区 | 石野町、国附町、小峯町、下室町、力石町、富田町、東広瀬町、押沢町、藤沢町、松嶺町及び勘八町の一部（長根） |
| 稲武地区 | 全域 |
| 小原地区 | 全域 |
| 下山地区 | 全域 |
| 猿投台地区 | 西広瀬小学校区 | 枝下町、西広瀬町 |
| 高橋地区 | 矢並小学校区 | 矢並町及び山中町 |
| 藤岡地区 | 御作小学校区 | 上川口町、下川口町及び御作町 |
| 松平地区 | 滝脇小学校区 | 滝脇町、長沢町及び林添町 |
| 豊松小学校区 | 坂上町、石楠町、豊松町及び松平町 |
| 幸海小学校区 | 幸海町、幸穂台及び穂積町 |

様式第１号（第４条関係）

空き家情報バンク物件登録申込書

年　　月　　日

　豊田市長　様

　　　　　　　　　　　　　　 申込者　　　（〒　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　 　　 　　　 住　所

　　　　　　　　　　　　　 　 　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　電　話

豊田市空き家情報登録制度実施要綱第４条第１項の規定に基づき、下記のとおり空き家情報バンクへの物件の登録を申し込みます。

登録内容は、別添「空き家情報バンク物件登録カード」（様式第２号）記載のとおりです。

記

⑴　宅建協会による仲介

⑵　直接契約交渉

　１　契約交渉

私は、契約交渉について　　　　　　　　　　　　　を選択します。

　（１）宅建協会による仲介　契約交渉に係るすべてについて、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会豊田支部（以下「宅建協会」という。）へ仲介を依頼します。あわせて、宅建協会へ情報の提供を承諾いたします。

　（２）直接契約交渉　契約交渉に係るすべてについて、私と利用登録者の両者間で、責任をもって行います。

　２　同意事項

　　　私は、次のことについて同意します。

　（１）空き家情報バンクの登録に係る私の個人情報（空き家情報バンク登録カード）を空き家情報バンク利用登録者へ提供すること。

　（２）空き家情報バンクに登録された物件情報のうち、その必要な情報の一部を公開すること。

　（３）物件の利用者を決定するにあたり、地域の意見を参考にするため地域が交流会等を開催すること。

　注意事項

１　本市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、所有者等と利用希望者の間で行う物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。また、所有者等と利用希望者の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。

２　宅建協会に依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）第４６条第１項の規定に基づく範囲となります。

３　豊田市個人情報保護条例（平成１５年条例第３３号）の規定の趣旨に基づき申し込みされた個人情報は、利用登録者及び宅建協会への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第２号（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 空き家情報バンク物件登録カード | 登録番号 |  |
| 所有者管理者 | 住　所 | 〒　　－　　　　 |
| 氏　名 |  |
| 電　話 |  | FAX |  |
| e-mail | 　　　　　　＠ |
| 物件登録代表地番 | 豊田市　　町 |
| その他対象地（全て記入） |  |
| 規制区域 | 愛知県統合型地理情報システム(マップあいち) | □土砂災害警戒区域（土石流／急傾斜地の崩壊／地滑り）□土砂災害特別警戒区域（土石流／急傾斜地の崩壊）□土石流危険渓流による危険区域　 □急傾斜地崩壊危険箇所□地すべり危険箇所　　 　　 □土石流危険箇所 |
| 山地災害危険地マップ | □山腹崩壊危険地区　　　　　　 □地すべり危険地区□崩壊土砂流出危険地区 |
| 都市計画法 | □都市計画区域外　　　□都市計画区域内（市街化調整区域内） |
| 所有者の意　向 | 用 途 | □居住用　 □店舗等　 □どちらでも |
| 希望形態 | □売却　　 □賃貸 　　□どちらでも |
| 希望価格 | □売却　　万円　□賃貸　　　　円／月（敷金:　　　　） |
| 情報公開 | □窓口･市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ □窓口･市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ･全国版空き家ﾊﾞﾝｸ　□窓口のみ |
| 補修の費用負担 | □所有者　□入居利用者 | ペットの可否 | □可　□否 |
| 利用者の費用負担 | □火災保険料　□浄化槽の清掃　□その他（　　　　） |
| その他 |  |
| 空き家の状況 | 構　造 | □木造　　□鉄骨　　□その他（　　　　　　）□平屋　　□二階　　□３階以上□瓦　　　□トタン　□その他（　　　　　　） |
| 土地面積 | 　　　　　　㎡ | 地目 |  |
| 境界確定 | □確定済　□未確定 |
| 延床面積 | 　　　　　　㎡ | 建築時期 | 　　　年 |
| 間取り | １階 | □居間(　　)畳 □台所 □風呂 □トイレ□洋室(　　)畳□和室(　　)畳 (　　)畳 (　　)畳□その他(　　　　　) |
| ２階 | □洋室(　　)畳 (　　)畳 □和室(　　)畳 (　　)畳□その他(　　　　)　□他の建物（　　　　　　　　） |
| 設備 | 電気 | □引込済み　□その他 |
| 水道 | □上水道 □井戸　  |
| 水処理 | □下水道 □単独浄化槽　□合併浄化槽　□汲み取り |
| ガス | □LPガス　□その他 |
| 風呂 | □ガス　□灯油　□電気　□その他 |
| トイレ | □水洗　□汲取り（□洋式／□和式） |
| テレビ・ネット環境 |  | その他 |  |
| 家具等残存物 | □無　□有（処分方法：　　　　　　　　　　　　　　） |
| 利用状況 | □放置（　　年）　□年に数回程度利用　□その他（　　　　　　　） |
| 駐車場 | □あり（駐車スペース　　　台）　□なし |
| 補修の要否 | □補修は不要　□多少の補修必要　□大幅な補修必要 |
| 付帯物件 | □倉庫 □田（　　㎡）□畑（　 ㎡）□その他（　　　） |
| 主要施設までの距離 | （　　　）支所 | ㎞ | 中学校 | ㎞ | 小学校 | ㎞ |
| こども園 | ㎞ | 診療所 | ㎞ | 消防署 | ㎞ |
| 駐在所 | ㎞ | バス停（基幹バス） | ㎞ |  | ㎞ |
| 特記事項 |  | 告知事項 | 有　・　　無 |
| **媒介の報酬等に関する説明** | **媒介の報酬等について職員から説明を受けました　　□** |

（裏面）

間取図等

位置図

様式第３号（第４条関係）

空き家情報バンク物件登録完了書

豊　　　発第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

豊田市長　　　　　　印

　　　　　　年　　月　　日付けで申込みのあった空き家物件については、次のとおり登録を完了したので通知します。

　１　登録番号　　　　　登録№

　２　登録日　　　　　　　　　　年　　　月　　日

　３　登録内容　　　　　空き家情報バンク物件登録カード記載のとおり

　４　注意事項　　　　　登録内容に変更が生じた場合は、速やかに登録変更届を提出してください。

様式第４号（第４条関係）

空き家情報バンク物件登録不承認通知書

豊　　　発第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

豊田市長　　　　　　　印

　　　　　　年　　月　　日付けで申込みのあった空き家物件については、次のとおり登録を不承認としたので通知します。

　１　不承認理由

　２　その他　　　　不承認理由が解消された場合は、登録できることがござ

いますので、ご相談ください。

様式第５号（第５条関係）

空き家情報バンク物件登録事項変更届

年　　月　　日

　　豊田市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　　　（〒　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　　豊田市空き家情報登録制度実施要綱第５条の規定に基づき、登録事項の変更を届け出ます。

登録番号　：　登録№

　　変更内容　：　別添空き家情報バンク物件登録カードのとおり

　備考　様式第２号に登録番号及び変更箇所を記載して提出してください。

様式第６号（第６条関係）

空き家情報バンク物件登録取消届

年　　月　　日

豊田市長　様

届出者　　（〒　　　　　）

住　所

氏　名

　　　　 　電　話

　　　　　　年　　月　　日付けで登録した空き家情報バンクへの登録を取り消したいので、届け出ます。

登録番号　：　登録№

　　取消理由　：

様式第７号（第６条関係）

空き家情報バンク物件登録取消通知書

豊　　　発第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

豊田市長　　　　印

　　次の空き家物件について、登録を取り消したので通知します。

　１　登録番号　　　　　登録№

　２　取消理由

（１）　　　　　年　　月　　日付け登録の空き家物件について、登録後２年が経過し、利用が見込まれないと認められるため。

（２）　　　　　年　　月　　日付け空き家登録に係る取消届を受理した。

　３　注意事項

2（2）に該当し取消しとなったものについては、改めて空き家情報バンクへの物件登録の申込みを行うことにより再登録できます。この場合は、添付する空き家情報バンク物件登録カードを再度利用してください。

様式第８号（第８条関係）

□空き家

□空き地

　　　　　　　情報バンク利用者登録申込書

年　　月　　日

豊田市長　様

　　　　　　　　　　　　　申請者　　（〒　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　 　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 法人名

ふりがな

 　氏　名

　　　　　　　　　　　　　 　　　　　電　話

□豊田市空き家情報登録制度実施要綱第8条第1項

の規定に基づき、申し込みます。

□豊田市空き地情報登録制度実施要綱第8条

|  |  |
| --- | --- |
| 生年月日(法人の場合代表者) | 　 　　　年 　　　月 　　　日生　　（　　　　歳） |
| 職業または業種 |  |
| E-mail |  |
| 利用用途 | □居住用 □居住、事業活用（店舗等）併用 □事業活用（店舗等） |
| 居住用の場合 | 定住の目的：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 居住予定人数：　　　人（世帯構成：　　　　　　　　　　　　　） |
| 事業活用の場合 | 事業の内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 希望形態 | □空き家　　　　　　　　　　　　　□空き地売買 ・ 賃貸 ・ どちらでも 　※売買のみ |
| **空き家**希望条件（金額上限・立地条件等） | 希望地区 | 旭・足助・稲武・小原・下山・猿投台・石野・松平・高橋・藤岡・どこでも |
| 金額（賃貸） | □5万円以上　　□5～3万円　　□3～1万円　　□1万円以下 |
| 金額（売買） | □1,000万円以上　　□1,000～500万円　　□500万円以下 |
| 規模 | □2部屋以下　　□3～5部屋　　□5部屋以上 |
| その他 |  |
| **空き地**希望条件（金額上限・立地条件等） | 希望地区 | 足助・旭・稲武・小原・下山・どこでも |
| 金額(売買)･規模 | 金額（　　　　　万円）　・　規模（　　　　　㎡） |
| その他 |  |
| 情報の受け取り | □　豊田市からの情報の受け取りを希望する | □　定住施策全般に関すること |
| □　イベントに関すること |
| □　豊田市からの情報の受け取りを希望しない |

　　空き家情報ﾊﾞﾝｸ及び空き地情報ﾊﾞﾝｸ利用者登録に係る私の個人情報について、物件登録者及び物件登録者が仲介等を依頼する公益社団法人　愛知県宅地建物取引業協会豊田支部（以下「宅建協会」という。）へ提供することを同意します。

（備考）　記入していただいた個人情報は、物件登録者及び物件登録者が仲介等を依頼する宅建協会への提供のほか、受入れ可能な地区などと情報を共有しますが、空き家情報ﾊﾞﾝｸ及び空き地情報ﾊﾞﾝｸ、豊田市の定住施策に関すること及びイベントに関することの情報提供以外の目的では使用しません。※ただし、情報の受け取りを希望する利用登録者に限ります。

様式第９号（第８条関係）

□空き家

□空き地

 情報バンク利用者登録完了書

豊　　　発第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

豊田市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略）

□空き家

□空き地

　　　　　　年　　月　　日付けで申込みのあった　　　　 情報バンクの

利用については、次のとおり利用者登録を完了したので通知します。

　１　利用登録番号　　　利用者登録№

□空き家

□空き地

　２　利用登録内容　　　豊田市 情報バンクの利用

　３　登録日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　４　有効期限　　　　　利用登録日から２年間

　５　注意事項　　　　　豊田市空き家情報登録制度実施要綱第１１条各号に該当する場合は、利用登録を取り消します。

様式第１０号（第１０条関係）

□空き家

□空き地

 情報バンク利用者登録変更届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　年　　月　　日

　　豊田市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　届出者　　（〒　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　 　　 　　　 住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

□豊田市空き家情報登録制度実施要綱第１０条

□豊田市空き地情報登録制度実施要綱第８条

の規定に基づき、次のとおり利用者登録の変更を届け出ます。

利用者登録番号　：　登録№

　　変更内容　：

様式第１１号（第１２条関係）

□空き家

□空き地

　　　　　　　　　情報バンク利用者登録期間延長申出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　年　　月　　日

　　豊田市長

　　　　　　　　　　　　　　　 申込者　（〒　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　 　　 住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

□豊田市空き家情報登録制度実施要綱第１２条

□豊田市空き地情報登録制度実施要綱第８条

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の規定に基づき、次のとおり利用者登録の登録期間の延長を申し出ます。

　　利用者登録番号　　　：　登録№

様式第１２号（第１５条関係）

空き家情報バンク利用希望物件申込書

年　　月　　日

　　豊田市長

　　　　　　　　　　　　　　申込者（利用者登録No　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　〒　　　－

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　　豊田市空き家情報登録制度実施要綱第１５条第１項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

利用を希望する物件番号　物件登録№

※　利用希望物件が物件登録者の意向により公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会豊田支部（以下「宅建協会」という。）の仲介を依頼している場合、宅地建物取引業務法の規定に基づく報酬が発生します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申込者氏名（本　人） |  | 年齢 | 　　　　　歳 |
| **【居住する場合】**同居人構成 | ①氏名　　　　　　　　　続柄　　　　　年齢　　　　歳②氏名　　　　　　　　　続柄　　　　　年齢　　　　歳③氏名　　　　　　　　　続柄　　　　　年齢　　　　歳④氏名　　　　　　　　　続柄　　　　　年齢　　　　歳⑤氏名　　　　　　　　　続柄　　　　　年齢　　　　歳 |
| **【事業活用する場合】**利用内容 | （具体的に記載） |
| 備考 |  |

　　空き家情報バンク利用申込みに係る私の個人情報について、空き家情報バンク物件登録者及び物件登録者が仲介を依頼する宅建協会へ提供することに同意します。

　備考　この個人情報は、物件登録者及び物件登録者が仲介を依頼する宅建協会への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第１３号（第１５条関係）

誓　　　　約　　　　書

　　豊田市長　様

　　私は、空き家情報バンク利用希望物件の申込みに当たり、豊田市空き家情報登録制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解し、申込書記載事項に偽ることなく、要綱に規定する要件等を遵守することを誓約した上で、申し込みます。

 　なお、空き家情報バンクへの申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

　　今後、空き家を利用することとなったときは、地域の生活文化、自然環境等への理解を深め、利用者としての自覚を持ち、生活することをここに誓約いたします。

　　　　　　年　　月　　日

 住　所

　　　　　　　　　　　　　　氏　名

【要綱一部抜粋】

（利用者の登録の要件）

第９条　物件情報の提供を受けようとする利用希望者は、次に掲げる各号すべての要件を満たしていなければならない。

（１）空き家の利用をし、地域住民と協調して生活できる者であり、かつ、地域の生活文化、自然環境等への理解を深め、利用者としての自覚を持って生活できる者であること。

（２）暴力団員でない者及び暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

（３）その他市長が必要と認める要件

様式第１４号（第１５条関係）

利用交渉者選考結果報告書

 年 月 日

豊田市長　様

物件登録者　住所

氏名

　豊田市空き家情報登録制度実施要綱第１５条第３項の規定に基づき、下記のとおり利用交渉者選考結果を報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 物件登録番号 |  |
| 選考結果 | 利用予定者 | 氏名 | 利用者No.（　　　） |
| 選考されなかった利用希望者 | 氏名 | 利用者No.（　　　） |
| 氏名 | 　　　　　　　　　　　　　利用者No.（　　　） |
| 氏名 | 　　　　　　　　　　　　　利用者No.（　　　） |
| 氏名 | 　　　　　　　　　　　　　利用者No.（　　　） |
| 地域面談等 | 実施状況 | 実施　　　　未実施 |
| 開催日 | 　　　年　　月　　日 |
| 参加者 | 氏名・団体名 |  |
| 氏名・団体名 | 　　　　 |
| 氏名・団体名 | 　　 |
| 氏名・団体名 | 　　 |
| 氏名・団体名 | 　　 |
| 備 考 |  |

様式第１５号（第１５条関係）

　　年　　月　　日

　　豊田市長　様

物件登録者　住所

氏名

空き家情報バンク結果報告書

年　　月　　日付けで物件登録を完了した物件について、豊田市空き家情報登録制度実施要綱第１５条第４項の規定に基づき下記のとおり報告します。

１　物件番号　　　　　－

２　所 在 地　　愛知県豊田市　　　　　　　　　　　番地

３　種　　別　　売買　・　賃貸借

４　売主・貸主　住　所〔　　　　　　　　　　　　　　　　〕

　　　　　　　　氏　名〔　　　　　　　　　　　　　　　　〕

５　買主・借主　住　所〔　　　　　　　　　　　　　　　　〕

　　　　　　　　氏　名〔　　　　　　　　　　　　　　　　〕

６　契 約 日 　　　　年　　月　　日

７　売買、賃貸借契約金額

　⑴　売　　　買　　　　　　　　　　　　円

　⑵　賃　貸　借　　　　　　　　　　円／月

　　　契約期間〔　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日〕